

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
平成29年度第1回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター
運営協議会
- 2 開催日時 平成29年7月27日(木)午後3時から午後3時50分まで
- 3 開催場所 健康福祉センターさるびあ館 2階研修室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員
高橋文一委員長 伊藤毅委員 木村明子委員 黒沼篤司委員 岡山昭彦委員
小野洋美委員 竹田和夫委員 清水五郎委員 西城敦子委員 古内世紀委員
戸部成子委員
 - (2) 事務局
佐藤俊幸 野田浩司 相原浩子 小出千恵
 - (3) その他
なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
議題
指定地域密着型サービス事業所の指定内容の変更等について
その他
会議の公開・非公開の別
公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数
0人
- 8 会議資料
別紙のとおり

9 会議の概要

(1) 発言者氏名及び発言内容の詳細な記録

別紙のとおり

(2) 今後の対応

事業所が作成する申請書類の不備が多いとの指摘を受け、今後町として事業所に対し丁寧な指導を行っていく。

運営規定や定款の記載内容の指摘事項については、早急に対応することとした。

佐藤課長	<p>ただ今から平成29年度第1回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。平成28年度の会議でございますが、平成29年2月23日に開催がございました。その際、指定地域密着型事業所の指定更新にあたりまして3つの事業所の申請書及び運営規定等審議をいただきました。それでは、高橋委員長、議事進行をお願いいたします。</p>
高橋委員長	<p>皆さんこんにちは。午後のお忙しい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。第1回目の運営協議会となります。皆様のご協力をお願いします。</p> <p>2としまして、会議録署名人及び書記の選出ですがいかがが計らいましょうか。</p> <p>(委員長一任)</p> <p>それでは、会議録署名人といたしまして、黒沼篤司委員さん、木村明子委員さん2名よろしく申し上げます。会議書記は健康福祉課の小出千恵さん、よろしく申し上げます。</p> <p>3の議事に入りたいと思います。指定地域密着型サービス事業所の指定内容の変更等について、事務局よろしく申し上げます。</p>
野田係長	<p>それでは、指定地域密着型サービス事業所の指定内容の変更等についてご説明いたします。(資料に基づき説明)</p>
高橋委員長	<p>今の説明について、何か質問があればお願いします。</p>
清水委員	<p>それではですね、前にいただいた変更届出書をみていただきたいのですが、よつば荘さんからの公文書ですよ。ちょっとこれでいいのかなと思います。7月1日に出しているのに、変更後の予定地の所在地を書いて出すのはいかがかなと思います。現在の事務所がある北浦一丁目59番地の住所を入れるのが正解ではないかなと思います。それで7月1日にこういう内容で変更します、とすべきではないでしょうか。申請する現時点での住所を入れるのが正解ではないかと思いました。私が特に疑問を感じたところでした。</p>
高橋委員長	<p>そのところは、事務局どうでしょうか。</p>
野田係長	<p>ご指摘のとおりでございます。事業所には再度提出していただくようお願いいたします。</p>
清水委員	<p>もう一つですね、変更後の住所の船入が三つの地番になっています。ところが図面を見ますと一棟のようになっているのですが、何故こうなっているのか単純に疑問です。</p>
野田係長	<p>こちらについては、確認をさせていただきたいと思います。</p>
清水委員	<p>棟でも別個になっていれば、分かるような感じなのですが。</p>

黒沼委員	あそこは小さい土地にまたがっているようだから、多分、土地が三つか四つの上に建てるのではないのでしょうか。だから今現在は、三つの住所になっているのではないのでしょうか。
木村委員	登記上そのような表示になることになっていまして、そういう表示になるんですね。
清水委員	分かりました。ちょっと疑問に思ったものですから。
高橋委員長	他に何か疑問点はありますか。
西城委員	グループホームよつば荘さんの運営規定の点で、二つの事業所が書いてありますが、運営方針なんですけども、認知症対応共同生活介護の基本方針そのままの写しなんです。運営の基本方針ということは条令を基に各事業所さんで書くものではないのかなと思ったことと、文書を見ると予防の方の基本方針がないんですね。二つの事業運営をするのであれば、二つの運営規定が必要ではないかと思いました。もう一つは、第10条のお金のところですけども具体性に欠けていますし、レクリエーション費はどうするのか疑問に思いました。あとは第12条のところでは防災責任者の名義がない点と、年2回以上の防災訓練とありますが、本当に2回以上可能なのかというところが疑問に思いました。これは、衛生管理のところでも責任者が明記してありません。あとは、第21条の虐待防止のところでは人権はどう考えているのかということと、身体的虐待と4つ書いてありますが、虐待を行わないようにするための方策がありません。運営規定を見て全体的に大ざっぱだなと感じたんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。
野田係長	こちらのよつば荘の運営規定につきましては、運営規定の中身と重要事項説明書の中身がほとんど同じような形になっておりまして、それぞれの役割がだぶってしまっているような状況でございました。それでまず最初に、運営規定の方で表記すべき点については表記して、なお重要事項説明書でその中身を上手く説明できるような内容で修正してくださいと話を行いました。それで運営規定の方ではそういった形で直していただいて、重要事項説明書については今のところ精査させていただきますということでしたので、今回指摘があった部分については、来年2月の開設までには書類を整えられるように、よつば荘に対して指導をしてまいりたいと思います。
高橋委員長	今、委員さんから具体的に指摘があったので、そのところのチェックもよろしくお願いします。
野田係長	分かりました。
高橋委員長	最終的にもう1回くらい提示してくれるんですか。

野田係長	はい。次の運営委員会の際に提示したいと思います。
高橋委員長	その辺いかがですか、委員さん。重要事項説明書がこれに加わるそうですので、もう少し具体的なことが出てくると明確になると思います。他にありませんか。
清水委員	はい。これは変更届ですので、定款も変更になればいいなど。どこがどのように変更になったのか定款をみても何も分からない。なぜ定款なのかと思うわけですよ。第2条を見ると事務所の住所が前のままになっていますし、このように変更しましたよというものにしていかないと、中身がどこを変更したのか分からない。できれば委員会ですから、どこが変更になったか分かりやすくアンダーラインを引いていただくと助かります。いずれにしても、変更後の定款を委員会に出すべきではないかと思います。
野田係長	定款につきましては、現時点の定款を出されたものです。こちらも直す手続きになると思いますので、定款も含めて次回の委員会で提示させていただきます。
高橋委員長	他に気付いた点はないですか。では、次回の資料に期待をして、具体的に欠けないように事務局よろしくお願いします。 議事の はこれで終了しまして、 その他、事務局何かありますか。
野田係長	その他の部分で、三つほど追加させていただきたいと思います。一つ目が前回の運営委員会でご指摘のありました、デイサービスおやゆびとグループホーム歩風楽の運営規定につきまして提出させていただきました。二つ目に平成29年度美里町介護保険予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託についてということで、委託先が追加になりましたので説明させていただきます。三つ目が、介護保険事業（支援）計画につきまして、今年度策定の年となっております。簡単にご報告させていただきます。（資料に基づき説明）
高橋委員長	事務局から説明がりましたが、おやゆびさんと歩風楽さん、どうでしょうか。
清水委員	実は、前の資料を全部みさせていただいて、欠けている部分を事務局に提出させていただきました。返ってきたのがこの文面ですが、必要事項が入っていないものがあったりして、ちょっと残念だったなと思います。それから運営規定ですからあくまでも、文章の語尾が「ます」「たい」になっていたり、おやゆびさんですか「します」となっていたり運営規定ではあまり聞いたことがないです。いわゆる事業所運営の取り組みを決めるわけですから、お客様に説明する中身ではないんですよ。重要事項説明書ではいいと思いますが。語尾がまちまちになっていま

	<p>すから、きちっと統一した方がいいと思います。運営規定というのは事業所にとって本元ですから、もっと吟味すべきではないかと感じました。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。今の委員さんのお話を聞いて、再度の変更が可能なのか、それともやむを得ないこととするのか、事務局そのあたりはどうでしょう。</p>
野田係長	<p>間違っているのは直したほうがいいので、再度事業所にお願いをして、委員さんと相談させていただきながら提出したいと思います。</p>
高橋委員長	<p>委員さんのおっしゃるとおり、一度きちっと直しておけばまた継続できるということなので、もし可能であれば変更よろしくお願ひします。相手方にわかるように説明をしてくださいね。</p> <p>他にないですか。ないようなので、事務局からありますか。</p>
野田係長	<p>はい。次に、介護保険事業(支援)計画についてご説明させていただきます。(資料に基づき説明)</p>
高橋委員長	<p>はい、ありがとうございます。これに関しては今後の計画についての報告ということで、何か聞いていて疑問があればお願ひします。あと事務局から他にありますか。</p>
相原主幹	<p>はい。私の方から平成29年度美里町介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託についてご報告いたします。(資料に基づき説明)</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。これについてはこのとおりでよろしいですね。</p> <p>その他も含めてこれで終了ですが、何か委員さんが気付いた点などありましたらお願ひします。事務局はこれから事業計画の見直しなどで忙しくなると思いますが、先ほどお話しされた規定など委員さんにご指導いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
西城委員	<p>昨年からの案件で、グループホームみさとさんのマニュアルの件で協議していただき、一度新しいものを見直して作らせていただきましたが、それでもまだ不備がありまして、内容的にもマニュアルとしてどうなのかということも含めて、個人的に事務局の方に指摘をさせていただきました。また、ひな形のご提案をさせていただきましたが、それに対する返答をいただけていないので、どのようになっているかお聞きしたいです。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。事務局、そのあたりはどうなっていますか。</p>
野田係長	<p>その件につきましては、事業所に確認をさせていただきたいと思ひます。</p>

高橋委員長	<p>まだ結論は出ていないんですね。せっかくアドバイスをいただいているのですから、貴重なご意見を実現できるようによろしく願いします。</p> <p>その他はよろしいですか。</p>
竹田委員	<p>よつば荘ですが、土地の方はまだ売却されていないようですし、建設費も用地取得費が載っていて土地も三筆載っているようですが、一本にまだなっていないし、色々な課題が残っている感じがします。一応案として出ているのですが、これがその通り進捗して順調に2月までいくのかどうか非常に気になります。場合によっては、その経過報告といたしますか、秋ごろまでには経過を報告していただいた方が安心できます。先ほどの質問者もありましたように、定款の変更も含めて色々なことができると思うんです。これで終わりではなく、もう一度経過報告があった方がいいのではないかと思います。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。一度ならず二度三度でも途中経過の報告はやっていただきたい。そうでないと町の立場もあるでしょうし、そのあたりを踏まえてよろしく願いします。</p> <p>個人的には委員さんにご迷惑をかけていることが多いのですが、懲りずにぜひ良いアドバイスをお願いします。</p> <p>今日は午後のお忙しい時間に、色々ありがとうございました。</p>

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

委員 _____

委員 _____